

公印省略

18健医第1370号
平成18年12月25日

社団法人 小郡三井医師会
会 長 丸 山 泉 様

久留米市長 江藤 守國



乳幼児医療費にかかる初診料・往診料の取扱いについて（依頼）

平素より、乳幼児医療をはじめ公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これまで乳幼児医療費支給制度において自己負担となっていました初診料・往診料の自己負担相当額につきましては、平成19年1月1日から、3歳未満の乳幼児（3歳誕生日の前日の属する月の末日までの間にある者）については、新たに助成の対象となり、本人負担が無料となりますので、医療費の請求の際にはご注意の程よろしく願いいたします。

なお、入院時の食事療養標準負担額及び医療保険の適用を受けない費用については、現行どおり自己負担となります。

具体的には、久留米市の場合、次のようにお願いいたします。

①乳幼児医療証の負担番号が81400046の場合（医療証の色はラベンダー色）

この医療証は、久留米市に住所を有する小学校就学前の乳幼児を対象に発行しています。そこで、この医療証を持っている3歳未満の乳幼児の初診料・往診料については助成の対象となり無料となりますが、3歳以上就学前までの乳幼児の初診料・往診料はこれまでどおり自己負担となります。

②乳幼児医療証の負担番号が81406506の場合（医療証の色は黄色）

この医療証は、北野区域に住所を有する乳幼児を対象に発行していますが、この医療証では、3歳以上就学前までの通院が助成の対象となっており、今回の3歳未満の初診料等が無料となる改正には該当しません。初診料等については現行どおり自己負担となりますのでご注意をお願いいたします。

参考として、福岡県より送付がありましたポスターの写しを添付しております。

担当：久留米市健康福祉部健康医療課
TEL 0942-30-9034

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



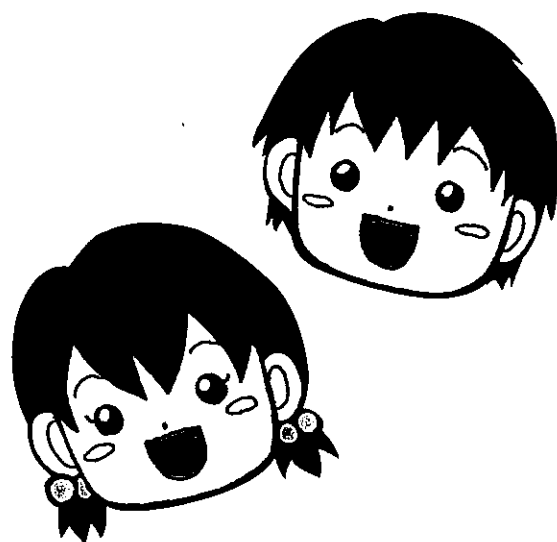
より一層の子育て支援を図るために 福岡県の乳幼児医療費支給制度が拡充されます

(平成19年1月1日から)

◎本人負担が無料となります。

3歳未満の乳幼児（3歳誕生日の前日の属する月の末日までの間にあるお子さん）に限り、「初診料・往診料の自己負担分相当額」の医療機関窓口での支払いが不要となります。

なお、入院時の食事代の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、現行どおり本人負担となります。



平成18年12月31日まで

初診料・往診料の2割分を
本人負担

改正後

平成19年1月1日から

初診料・往診料の2割分は
無料

※3歳以上の改正はありません。

ただし、乳幼児医療費支給制度は各市町村が実施している制度であるため、市町村によって制度が異なる場合があります。

具体的内容につきましては、お住まいの市区町村乳幼児医療担当課までお問い合わせください。

福 岡 県 ・ 市 町 村